

至急 F A X

平成 26年 1月21日

静岡県学校給食会協力会員 様

公益財団法人静岡県学校給食会

ノロウイルスによる食中毒の発生防止について（注意喚起）

平素、学校給食業務につきましては、格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。すでに報道等でご承知のことと存じますが、浜松市内において発生していた嘔吐・下痢症による集団欠席は、浜松市保健所の調査の結果、学校給食で提供された食パンが原因の食中毒と断定されました。

保健所の調査によると、食パンを製造した工場のトイレのスリッパ、従業員及び食パンからノロウイルスが検出され、工場内で人を介して製品にノロウイルスが付着したとの見解を示しております。

また、小学校の給食調理場からも別のノロウイルスが検出されました。

ノロウイルスの予防については、丁寧な手洗いが最も有効とされており、製品を素手で触らないことも重要です。

つきましては、下記の事項に十分留意し衛生管理を徹底し、食中毒防止に努めるよう重ねてお願い申し上げます。

記

1. 別紙の「学校給食における標準的な手洗いマニュアル」を参考の上、適切な手洗いを徹底し、作業の前後・トイレの後等には必ず石鹸と大量の水で十分に手を洗うこと。
2. 段ボール箱内の製品を小分けする等で使い捨て手袋を使用する場合は、取扱いに十分気を付けること。（別紙「使い捨て手袋使用マニュアル」参照）
3. 全従業員に対し衛生管理に関する教育を徹底すること。
4. 全従業員の健康に気を配り、日々の健康状況を把握することが重要であることを認識し、下痢・おう吐等の症状がある者または、従業員の家族に同様の症状の者がいないかの確認と記録を行い、該当者がいる場合は作業に従事することを禁止するか、配置転換等を行うなどの措置を講ずること。
5. ノロウイルス感染の疑いや、感染治療後に職場へ復帰する際は、ウイルス検出感度の高い、リアルタイムPCR法若しくは、RT-PCR法等の遺伝子検査を必ず受けること。
6. 二次汚染の防止のため、適切な処置をすること。

公益財団法人静岡県学校給食会
一般物資係：松本
TEL：054-254-7428
FAX：054-251-0879